

民泊条例改正の概要について

1. 手続きルールの強化（令和7年12月15日から施行）

現行のルール

- ・対面による宿泊名簿記載・鍵の受け渡しの実施
- ・通報時に30分以内の現場駆け付け・対応着手
- ・事業開始前の周辺住民への周知義務（20mの範囲）

上記に加え、新たに、以下のルールを追加します。

- ・周辺住民への事前説明会の実施
- ・海外在住者に対する、日本国内に在住する代理人の選任
- ・町会加入の“協議”の実施
- ・トラブル発生時、区民の要請に応じて話し合いの場の設置



2. 民泊が実施できる「区域と期間の制限」（令和8年12月16日から施行）

①「区内全域」において、「春休み、夏休み、冬休み」に限定します。（年間120日間）

春休み：3/15～4/10（27日間）

夏休み：7/1～8/31（62日間）

冬休み：12/15～1/14（31日間）

既存施設にも適用

②「住居専用地域、住居地域、準工業地域、文教地区（区内約70%のエリア）」において、**新規開設を不可**とします。（裏面参照）

※区域と期間の制限に違反した者に対しては、5万円以下の過料を科す。

【実施できる期間のイメージ】

年度 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
令和7年度	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	180日間
令和8年度	←	←	←	←	←	←	←	←	←	×	×	×	306日間の内、180日間
令和9年度～	←×	×	×	←	←	×	×	×	×	×	×	×	120日間

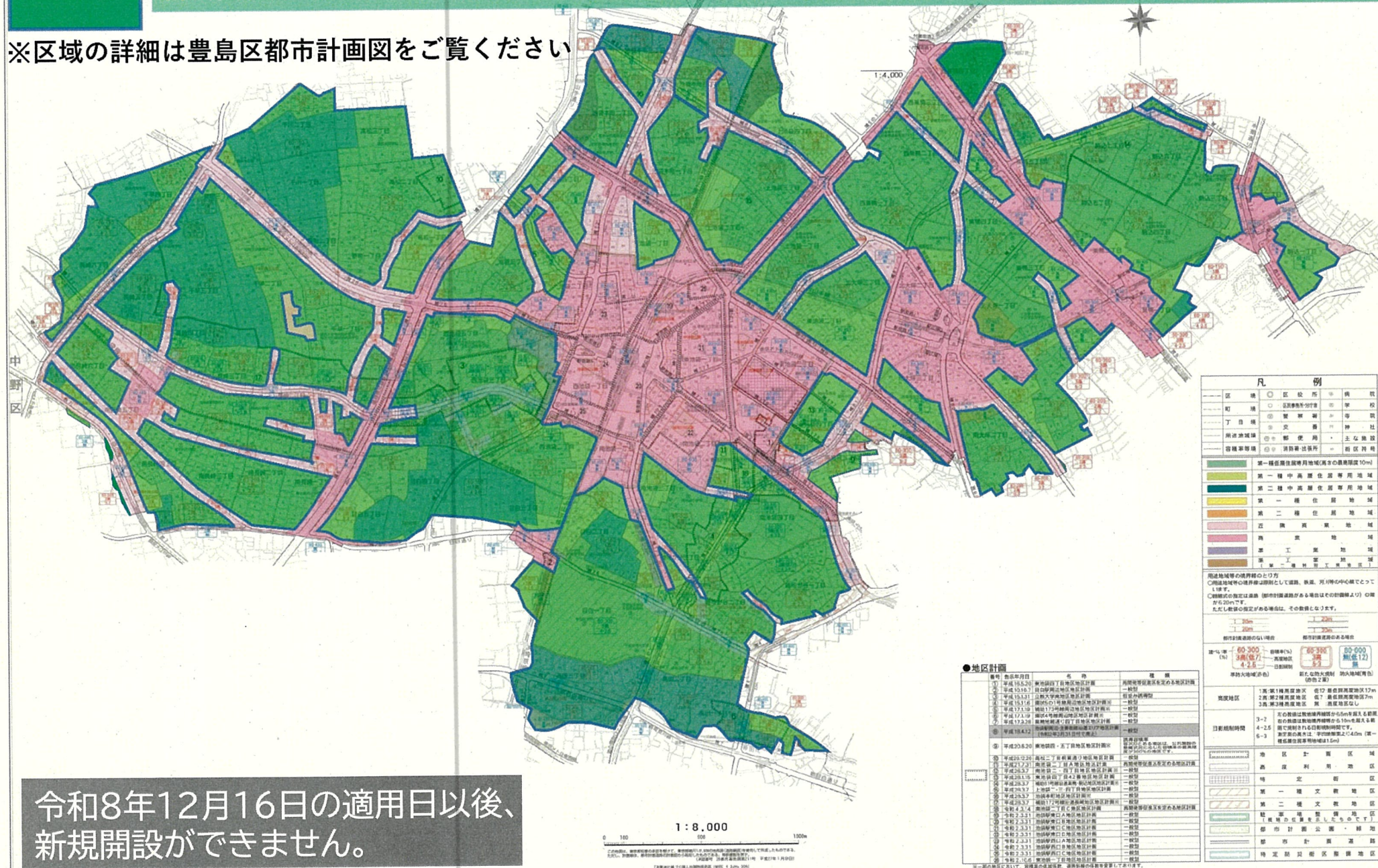
3. 指導・監督の徹底、体制強化

体制を強化し、指導、勧告、公表、業務改善命令、業務停止命令、業務廃止命令など、指導・監督を徹底いたします。

【お問い合わせ】

豊島区健康部生活衛生課環境衛生グループ
電話03-3987-4176

※区域の詳細は豊島区都市計画図をご覧ください



令和8年12月16日の適用日以後、新規開設ができません。